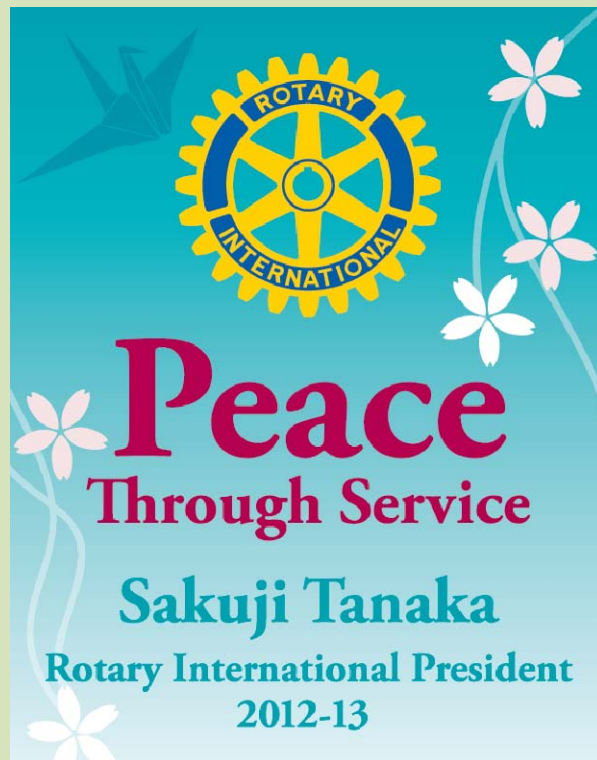


2012(平成 24)年～2013(平成 25)年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



奉仕を通じて
平和を

2012-2013 年度国際ロータリー会長

田中 作次 Tanaka Sakuji

第 2590 地区ガバナー 露木 雄二

横浜緑ロータリークラブ 会長 武藤 泰典

2012(平成 24)年～2013(平成 25)年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



Peace 奉仕を通じて
Through Service **平和を**

2012-2013 年度国際ロータリー会長

田中 作次 Tanaka Sakuji

第 2590 地区ガバナー 露木 雄二

横浜緑ロータリークラブ 会長 武藤 泰典

2012～2013年度 横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

目 次

委 員 会 名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
クラブ概況報告	4
活動計画	8
S.A.A.	8
会計	
2012～2013年度予算表	9
2012～2013年度予算集計表	11
クラブ奉仕委員会	
クラブ奉仕委員会	12
出席委員会	12
職業分類・会員選考委員会	12
充填・未充填職業分類表	13
親睦活動委員会	18
雑誌委員会	19
クラブ会報委員会	19
会員増強委員会	19
年間プログラム表	20
プログラム委員会	22
ロータリー情報・広報・クラブIT委員会	22
職業奉仕委員会	
職業奉仕委員会	23
社会奉仕委員会	
社会奉仕委員会	24
環境保全委員会	24
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	25
ロータリー財団委員会	25
米山奨学委員会	27
新世代奉仕委員会	
新世代奉仕委員会	28
インターアクト委員会	28
RYLA委員会	28
標準ロータリークラブ定款	29
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	35
横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程	51



横浜緑ロータリークラブ組織表

2012～2013 年度（平成 24～25 年度）

1. 理 事 * 下 中 英 輝 * 小 泉 豊 * 竹 内 建 * 工 藤 公 仁
 * 岡 部 忠 仁

2. 役 員 会 長：武 藤 泰 典 副会長： 天 野 正 昭（会長エレクト）
 副会長： 北 原 弘 文
 幹 事：露 木 健 造 （副幹事： 小 泉 豊）
 SAA：大 野 富 生 （副SAA：若 山 誉・浅 井 優 子）
 会 計：清 水 裕 之 （副会計： 宗 貴 嗣）

3. 委員会 [◎ 印：委員長 ○ 印：副委員長 ・ 印：委員]

A. クラブ奉仕委員会（担当理事）◎ 下 中 英 輝 ○ 河 原 裕 典・高 嶋 淳 二・藤 津 均
 ・ 荒 井 ゆかり ・ 井 藤 昭 宏・井 上 幸 治・加 藤 喜 夫
 ・ 大 地 哲 郎

1. 出席委員会 ◎ 高 嶋 淳 二 ○ 飯 田 正 男・工 藤 公 仁

2. 職業分類・会員選考委員会 ◎ 藤 津 均 ○ 若 山 誉・田 中 孝

3. 親睦活動委員会 ◎ 荒 井 ゆかり ○ 清 水 保 代・浅 井 優 子・飯 田 正 男
 ・ 井 藤 昭 宏 ・ 井 上 幸 治・植 松 俊 典・齋 藤 清 紀
 ・ 清 水 裕 之 ・ 宗 貴 嗣・平 川 清 樹・若 山 誉

4. 雑誌委員会 ◎ 井 藤 昭 宏 ○ 平 川 清 樹・餅 田 実

5. クラブ会報委員会 ◎ 井 上 幸 治 ○ 高 嶋 淳 二・植 松 俊 典

6. 会員増強委員会 ◎ 加 藤 喜 夫 ○ 村 松 勇 治・大 地 哲 郎

7. プログラム委員会 ◎ 河 原 裕 典 ○ 岡 部 忠 仁・加 藤 喜 夫

8. ロータリー情報・広報

・クラブIT委員会 ◎ 大 地 哲 郎 ○ 竹 内 建・森 宏

B. 職業奉仕委員会（担当理事）◎ 小 泉 豊 ○ 大 野 富 生・江 田 憲 司

C. 社会奉仕委員会（担当理事）◎ 竹 内 建 ○ 森 一 誠・石 川 輝 久

1. 環境保全委員会 ◎ 森 一 誠 ○ 井 上 幸 治・山 下 栄 蔵

D. 国際奉仕委員会（担当理事）◎ 工 藤 公 仁 ○ 鶴 岡 武・村 松 勇 治

1. ロータリー財団委員会 ◎ 鶴 岡 武 ○ 荒 井 ゆかり ・ 清 水 裕 之

2. 米山奨学委員会 ◎ 村 松 勇 治 ○ 河 原 裕 典・若 山 誉

E. 新世代奉仕委員会（担当理事）◎ 岡 部 忠 仁 ○ 石 川 輝 久・齋 藤 清 紀

1. インターアクト委員会 ◎ 石 川 輝 久 ○ 井 藤 昭 宏・北 原 弘 文

2. RYLA委員会 ◎ 齋 藤 清 紀 ○ 清 水 保 代・餅 田 実

事務局：株式会社 NFC

2590 地区委員

地区RYLA委員会副委員長：齋 藤 清 紀

地区国際親善奨学金・学友委員会委員：鶴 岡 武

活動計画書

会 長：武 藤 泰 典

今年度、会長を仰せつかりました。会員皆様のご理解、ご協力を頂きながら、1年間、勤めさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

今年度のRI会長は、田中作次氏です。日本人としては、30年ぶり、3人目のRI会長です。田中作次RI会長のテーマは、「奉仕を通じて平和を」、英語では、“Peace Through Service”です。

平和というのは、戦争や暴力などが無いこと、災害や事故にもあわないことはもちろんですが、人々の幸福感や心の平穏、静けさでもあります。常に、他人を思いやる心を持って行動していけば、お互いに平和な気持ちで過ごせるのではないのでしょうか。

地区方針・目標は次の10項目です。

1. 魅力あるクラブ創りに励みましょう
2. 各クラブ10%の会員増強を目指しましょう
3. 地区の活性化は、参加意識から
4. ロータリーについてもっと知って下さい
5. クラブの奉仕事業は全員参加が基本です
6. クラブ全員で新会員を育てましょう
7. ロータリー財団活動に対するご理解と寄付のお願い
8. ロータリー米山記念奨学事業に対するご理解と寄付のお願い
9. クラブ及び地区主催の東日本大震災復興支援活動に参加しましょう
10. 世界3地域で開催される、世界平和フォーラムを積極的に支援します

地区方針・目標に沿って活動して行く訳ですが、横浜緑RCに合ったやり方で活動して行きたいと思えます。

クラブ奉仕は、ロータリーの奉仕の中核です。

他の全ての奉仕部門が効果的に活動できるよう、クラブ奉仕が円滑に運営されなければなりません。

会員同士の親睦を深めることによって、相互協力体制が出来、奉仕活動をより良く行えるのではないのでしょうか。

今年度は、会員増強に重きが置かれております。

新入会員を増やすことは重要ですが、現会員の退会防止にも力を入れなくてはなりません。会員数が減ると、奉仕活動にもかなり影響が出てくると思います。職業分類表で、未充填になっている職業の方を積極的に見つけ、クラブ会員として好ましい方を、入会まで導けたらよいと思います。

出席率向上、退会防止には、魅力あるプログラムが大変重要だと思います。プログラムの内容、つまり、卓話者の選定、各種奉仕活動、親睦活動等、プログラム委員長を中心に、親睦委員会等、関連する委員会との連携を、蜜にして、会員が楽しめる、又、会員のためになるプログラムを考えていただきたいと思えます。そうすることによって、会員全員が、例会に毎回出席することは当然ですが、計画した色々な奉仕活動

にも、積極的に参加したくなる様な、魅力あるクラブにしたいと思っております。

今年度は、新世代奉仕委員会の小委員会として、RYLA委員会を新設いたしました。

RYLAとは、ロータリー青少年指導者養成プログラムのことで、年齢14歳から18歳まで、並びに年齢19歳から30歳までの若い人たちのための構成プログラムです。年齢により二つのグループとした目的は、多様なニーズと成長過程に対応できるようにするためであります。社会的、経済的に恵まれないが、指導者としての資質のある青少年を、RYLAプログラムに参加させることを考慮するよう、奨励されております。

このRYLAのホストクラブとして、横浜緑RCが指名されましたので、RYLA委員長を中心に、会員はもちろん、各会員企業の、若い指導者としての資質がある方に、是非、RYLAプログラムに参加していただきたいと思います。

今年度は、青少年交換学生を受け入れることになっております。会員全員で交換学生のお世話をしたいと思えます。

世界平和フォーラムが日本の広島で、開催されます。今年度の国際大会（ポルトガルのリスボンで開催）と共に、出来れば、多くの会員と一緒に参加したいと思います。

横浜緑RCが、引き続き、素晴らしいクラブになるよう、露木健造幹事と共に、頑張っていく所存ですので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

ク ラ ブ 概 況 報 告

幹 事： 露 木 健 造
副幹事： 小 泉 豊

クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

(1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ

(2) 地 域 横浜市 緑区・青葉区・都筑区

	総人口	世帯数	
緑 区	178,165	72,282	[2012(平成24)年6月1日 現在]
青 葉 区	306,910	122,869	[2012(平成24)年6月1日 現在]
都 筑 区	206,329	77,671	[2012(平成24)年6月1日 現在]
地 域 合 計	691,404	272,822	横浜市:「横浜人口ニュース(推計)」より

(3) 事 務 局 〒225-0025 横浜市青葉区鉄町1691-1 (株)NFC内
TEL : 045-482-6673 FAX : 045-482-6676
Email : rc.office@rcmidori.org
URL(Web) : <http://www.rcmidori.org/>

(4) 例 会 場 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8
TEL : 045-985-2109 FAX : 985-2108
URL(Web) : <http://www.tokyu-com.co.jp/aobadai/index.html>

(5) 例 会 日 時 毎週水曜日 12時30分～13時30分

2. 創立

1970(昭和45)年 2月28日 創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)
1970(昭和45)年 3月11日 RI正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一
1970(昭和45)年12月13日 RI加盟 認証状伝達式
4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付 記

所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。
1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。
1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋 田 茂	1980(昭55).02.20	退会	浜 田 淳 太 郎	1973(昭48).01.31	退会
石 川 治 道	1977(昭52).06.30	退会	細 辻 文 次	1972(昭47).06.28	退会
岩 崎 薫 正	1982(昭57).06.30	退会	岩 本 正 三	1988(昭63).07.08	退会
小 林 安 雄	1995(平07).06.30	退会	松 田 三 郎	1972(昭47).06.07	退会
小 峰 政 博	1973(昭48).10.20	退会	三 橋 英 一	1992(平04).03.21	死去
	相模原南RCへ				
中 山 恒 三 郎	1985(昭60).04.24	退会	名 倉 健 二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴 田 清	1973(昭48).04.04	退会	岡 本 健	2012(平24).02.03	死去
鈴 木 憲 一	1979(昭54).09.01	死去	志 田 宝	1972(昭47).01.29	退会
土 志 田 昭 吉	1979(昭54).08.29	退会	高 橋 正 文	1975(昭50).06.26	退会
足 立 英 一	1971(昭46).09.01	退会	富 永 力	1989(平01).12.30	退会
麻 生 和 衛	1979(昭54).12.26	退会	鶴 川 昇	2007(平19).11.28	死去
藤 森 茂	1972(昭47).04.05	退会	吉 田 晴 太 郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年 度	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時 ～1970(昭和45)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45) ～1971(昭和46)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	98.58%	
1971(昭和46) ～1972(昭和47)	秋 田 茂	三 澤 君 夫	41名	98.09%	
1972(昭和47) ～1973(昭和48)	小 林 安 雄	高 橋 正 文	40名	94.09%	
1973(昭和48) ～1974(昭和49)	加 藤 雅 光	名 倉 健 二	37名	98.40%	
1974(昭和49) ～1975(昭和50)	鵜 川 昇	山 下 栄 蔵	39名	97.67%	
1975(昭和50) ～1976(昭和51)	名 倉 健 二	武 藤 松 一	42名	97.38%	
1976(昭和51) ～1977(昭和52)	中 山 恒三郎	岩 沢 幸 男	47名	98.60%	
1977(昭和52) ～1978(昭和53)	三 澤 君 夫	岡 本 健	48名	98.82%	
1978(昭和53) ～1979(昭和54)	森 善 助	浜 田 勝 弥	47名	98.67%	
1979(昭和54) ～1980(昭和55)	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	50名	98.74%	
1980(昭和55) ～1981(昭和56)	岡 本 健	代々木 和男	45名	99.33%	
1981(昭和56) ～1982(昭和57)	岩 沢 幸 男	中 林 靖	50名	99.18%	
1982(昭和57) ～1983(昭和58)	田 辺 政 雄	内 野 晃	48名	99.11%	
1983(昭和58) ～1984(昭和59)	武 藤 松 一	渡 辺 武	50名	97.86%	
1984(昭和59) ～1985(昭和60)	戸 田 裕 也	寺 崎 誠 三	45名	96.31%	
1985(昭和60) ～1986(昭和61)	田 沼 文 衛	岩 岡 正	45名	96.27%	
1986(昭和61) ～1987(昭和62)	中 林 靖	赤 柄 忠 昭	50名	97.83%	
1987(昭和62) ～1988(昭和63)	内 野 晃	藪 島 五 郎	51名	96.96%	
1988(昭和63) ～1989(平成1)	代々木 和男	遠 藤 真 作	53名	95.65%	
1989(平成1) ～1990(平成2)	藪 島 五 郎	幸 内 伸 雄	47名	94.68%	
1990(平成2) ～1991(平成3)	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	50名	94.50%	
1991(平成3) ～1992(平成4)	幸 内 伸 雄	横 井 好 明	51名	91.92%	
1992(平成4) ～1993(平成5)	遠 藤 真 作	日 高 信 良	46名	91.91%	
1993(平成5) ～1994(平成6)	横 井 好 明	遠 藤 一 典	45名	92.46%	
1994(平成6) ～1995(平成7)	渡 辺 宏 未 (横井 好明)	井 上 周 輔	47名	93.81%	
1995(平成7) ～1996(平成8)	中 林 靖	脇 田 幸 一	43名	92.70%	

1996(平成8) ～1997(平成9)	小 林 新 一	金 子 朝 夫	43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠 藤 一 典	森 宏	43名	95.40%	
1998(平成10) ～1999(平成11)	脇 田 幸 一	市 瀬 栄 一	48名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森 宏	須 藤 保 夫	39名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤 津 均	村 松 勇 治	38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加 藤 喜 夫	森 一 誠	38名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市 瀬 栄 一	鶴 岡 武	36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森 一 誠	齊 藤 清 紀	36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村 松 勇 治	武 藤 泰 典	38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴 岡 武	河 淵 雄	35名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊 藤 清 紀	北 原 弘 文	34名	85.90%	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大 地 哲 郎	長 根 信 康	34名	85.27%	
2008(平成20) ～2009(平成21)	河 淵 雄	濱 田 茂	40名	83.33%	
2009(平成21) ～2010(平成22)	河 原 裕 典	若 山 誉	42名	86.00%	
2010(平成22) ～2011(平成23)	餅 田 実	田 中 孝	45名	集計中	
2011(平成23) ～2012(平成24)	北 原 弘 文	下 中 英 輝	39名	集計中	
2012(平成24) ～2013(平成25)	武 藤 泰 典	露 木 健 造	36名		前年度末現在

4. 会員〔2012(平成24)年6月30日 現在〕

(1) 会員の種類

正 会 員 36名
内チャーターメンバー 0名

(2) 年齢構成

30才 ～ 39才 0名 40才 ～ 49才 12名 50才 ～ 59才 8名
60才 ～ 69才 10名 70才 ～ 79才 3名 80才以上 3名
最高齢 85才 最年少 40才 平均年齢 58才

5. 行事及び諸会合予定

別紙プログラム添付

6. 今期までの主なる歩み

	内 容	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石川 治道	柴 田 清	(特別代表) 山 崎 卯 一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三 澤 君 夫	岡 本 健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ
3	10 周 年 記 念	1980(昭55).03.22	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	三 澤 君 夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡 本 健	代々木 和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ
5	20 周 年 記 念	1989(平01).04.01	代々木 和男	遠 藤 真 作	鵜 川 昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鵜川 昇 会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三 澤 君 夫	岡 本 健	横 浜 田 園 RC 加 藤 雅 光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武 藤 松 一	渡 辺 武	横 浜 た ま RC 中 山 恒 三 郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	新 横 浜 RC 近 藤 襄
10	30 周 年 記 念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森 宏	須 藤 保 夫	山 下 栄 蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴 岡 武	河 渕 雄	遠 藤 一 典
10	40 周 年 記 念	2010(平22).03.19 新横浜国際ホテル	河 原 裕 典	若 山 誉	代々木 和男

活動計画書

幹 事： 露 木 健 造
副 幹 事： 小 泉 豊

2012～2013 年度の幹事(事務局)の大役を任命され大変引き締まる思いであります。
クラブ運営は武藤会長の指針に基づき、クラブ活動が効果的及び円滑に機能すべく補佐役として、1年間副幹事共々努力いたす所存です。

幸いにも、今年度より事務局が外部委託の㈱NFC(長根氏)に委託することになり万全の体制が確立しました、安心してクラブサポートが展開できます。

幹事の引き継ぎに関しても、前年度下中幹事より数々の資料をデータベースで引き継ぐ事ができて、開示資料が今までと同様に提供できます。因って今年度も理事会、役員会の開催通知及び報告をメールにてお知らせいたします。

又、今年度の地区大会は第 5 グループ横浜瀬谷ロータリークラブの露木雄二ガバナーの主宰で開催いたしますので、当クラブとしても全員出席にて臨みますのでご協力をお願いいたします。

今年度は下記を目標とします。

- ◆ 各委員会活動を的確に展開する為に炉辺会合の場を多くし意見交換を活発化する。
- ◆ 昨年度の委員長からの引き継ぎを再確認し的確に今年度に反映する。
- ◆ 地区大会へ全員参加。
- ◆ 香港南RCの40周年(2013 年 5 月 30 日)式典に参加する。
- ◆ 国際奉仕員会のブラジルへの国際奉仕を他クラブに協力を求める。
- ◆ 会費案内と早期徴収を徹底し、スマイル予算(120 万円)の達成へのお願い。
- ◆ スマイル達成のために、今年度も井上会員にお願いしてクジ引きを開催。

以上ですが、会の憎まれ役も幹事の仕事と地区協議会で地区幹事から指摘を受けての上記の内容となりましたが、会費無くして会の運営はできません是非ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

会費だけではなく、クラブ運営は会員皆様の絶大なるご支援ご協力しかありません、何卒よろしくお願い申し上げます。

S.A.A.活動計画

S . A . A : 大 野 富 生
副 S A A : 若 山 誉 ・ 浅 井 優 子

ロータリークラブの例会は、最も重要なロータリーの活動です。横浜緑ロータリークラブの伝統と格式を尊重して品位ある例会運営を目指します。

SAAの活動内容としては、例会のスムーズな進行と内容の充実を考え、会場の監督者として任務を果たしたいと考えています。

2012～2013年度 予算表

(平成24年7月～平成25年6月)

会 計 清水 裕之
副会計 宗 貴嗣

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	10,800,000	11,400,000	▲ 600,000	300,000 × 36名 × 100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	750,000	750,000	0	300,000 × 5名 × 100.0% × 50.0%
入 会 金	500,000	500,000	0	100,000 × 5名 × 100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	12,200,000	12,800,000	▲ 600,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本 部 関 係	人 頭 分 担 金	198,000	209,000	▲ 11,000	5,500×36名×100.0%
	地 区 分 担 金	936,000	988,000	▲ 52,000	26,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	144,000	152,000	▲ 8,000	4,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	540,000	570,000	▲ 30,000	15,000×36名×100.0%
	I . M	360,000	380,000	▲ 20,000	10,000×36名×100.0%
	地 区 協 議 会	264,000	324,000	▲ 60,000	12,000×22名×100.0%
	米 山 奨 学 金	180,000	190,000	▲ 10,000	5,000×36名×100.0%
	小 計	2,622,000	2,813,000	▲ 191,000	
総 務 関 係	例 会 費	3,010,000	3,010,000	0	例会数:43回
	記 念 品 費	288,000	304,000	▲ 16,000	8,000×36名×100.0%(本人・配偶者)
	通 信 費	190,000	230,000	▲ 40,000	
	事 務 用 品 費	180,000	180,000	0	消耗品
	印 刷 費	430,000	430,000	0	
	リ ー ス 費 用	220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費	3,240,000	1,960,000	1,280,000	委託費:2,700千円
	備 品 費	30,000	50,000	▲ 20,000	
	交 際 費	200,000	250,000	▲ 50,000	
	雑 誌 文 献 費	160,000	152,000	8,000	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費	80,000	100,000	▲ 20,000	
	事 務 局 地 代 家 賃	0	720,000	▲ 720,000	60,000×12ヶ月
	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
	特 別 積 立 金	0	0	0	
小 計	8,038,000	7,616,000	422,000		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	1,220,000	2,340,000		
	出 席	(10,000)	(10,000)	10,000	
	職 業 分 類	(10,000)	(10,000)	10,000	
	親 睦	(800,000)	(800,000)	800,000	
	雑 誌	(10,000)	(10,000)	10,000	
	会 報	(0)	(720,000)	0	
	会 員 選 考	(10,000)	(10,000)	10,000	
	会 員 増 強	(10,000)	(10,000)	10,000	
	プ ロ グ ラ ム	(100,000)	(100,000)	100,000	
	R 情 報	(10,000)	(10,000)	10,000	
	S . A . A	(10,000)	(10,000)	10,000	
	広 報	(100,000)	(100,000)	100,000	
	ク ラ ブ I T	(0)	(400,000)	0	
	予 備 費	(150,000)	(150,000)	150,000	
小 計	1,220,000	2,340,000	▲ 1,120,000		
支 出 合 計		11,880,000	12,769,000	▲ 889,000	
次 期 繰 越 金		320,000	31,000	289,000	(収入合計-支出合計)

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日 3,000 円 以上
配 偶 者 誕 生 日 5,000 円 以上
計 8,000 円 以上

一人8,000円以上

横浜緑ロータリークラブ
予算表(1/2)

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,200,000	1,200,000	0	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	200,000	200,000	0
	社 会 奉 仕	430,000	430,000	0
	社 会 奉 仕	(400,000)	(400,000)	400,000
	環 境 保 全	(30,000)	(30,000)	30,000
	国 際 奉 仕	320,000	320,000	
	国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	200,000
	ロータリー財団	(50,000)	(50,000)	50,000
	米 山 奨 学	(70,000)	(70,000)	70,000
	ポリオプラス	(0)	(0)	0
	新 世 代 奉 仕	250,000	250,000	
	新 世 代 奉 仕	(150,000)	(150,000)	150,000
	インターアクト	(100,000)	(100,000)	100,000
	R Y L A	(0)	(0)	0
	小 計	1,200,000	1,200,000	0
予 備 費		0	0	0
支 出 合 計		1,200,000	1,200,000	0
次 期 繰 越 金		0	0	0 (収入合計-支出合計)

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	1,680,000	1,260,000	420,000	140,000×12ヶ月分
青少年交換留学生助成金	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,680,000	1,260,000	420,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	1,680,000	1,260,000	420,000	
青少年交換留学生授業料	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,680,000	1,260,000	420,000	
次 期 繰 越 金	0	0	0	0 (収入合計-支出合計)

2012～2013年度 予算集計表

(平成24年7月～平成25年6月)

	収 入			支 出		
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
一 般 会 計	年 会 費	10,800,000	11,400,000	本 部 関 係	2,622,000	2,813,000
	中途入会者年会費	750,000	750,000	総 務 関 係	8,038,000	7,616,000
	入 会 金	500,000	500,000	委 員 会 関 係	1,220,000	2,340,000
	ビジター登録料	100,000	100,000			
	雑 収 入	50,000	50,000			
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	320,000	31,000
	計	12,200,000	12,800,000	計	12,200,000	12,800,000
特 別 会 計 (奉仕の部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	奉 仕 関 係	1,200,000	1,200,000
		0	0		0	0
		0	0		0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
特 別 会 計 (奨学生の部)	計	1,200,000	1,200,000	計	1,200,000	1,200,000
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	米山奨学生助成金	1,680,000	1,260,000	米山奨学生授業料	1,680,000	1,260,000
	青少年交換留学生助成金	0	0	青少年交換留学生授業料	0	0
		0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
	計	1,680,000	1,260,000	計	1,680,000	1,260,000
	総 合 計	15,080,000	15,260,000	総 合 計	15,080,000	15,260,000

ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

クラブ奉仕委員会活動計画

委 員 長：下 中 英 輝
副 委 員 長：河 原 裕 典 ・ 浅 井 優 子
委 員：高 嶋 淳 二 ・ 藤 津 均 ・ 荒 井 ゆ かり ・ 井 藤 昭 宏
井 上 幸 治 ・ 加 藤 喜 夫 ・ 大 地 哲 郎

クラブ奉仕は、クラブの奉仕活動を各委員長とともに適切な活動を行う為に、計画や資金など、立案、補佐、実行し、クラブを円滑に機能させ運営をしていく為にあります。

例会の重要性を踏まえ、小委員会とのコミュニケーションが大事であると考えます。

例会以外でも集まりコミュニケーションを図る場を設け、各委員会との連携を強固にしてクラブの運営を会長、幹事に協力しながら補佐していきたいと思ひます。

できれば毎月、委員長会議を開催し、情報の共有を図りたいと考えています。

ロータリークラブをより魅力なクラブにしていくためには各委員会の委員長並びに会員皆様のご協力が不可欠です。皆様のご協力とご理解のほどよろしくお願いいたします。

出席委員会活動計画

委 員 長：高 嶋 淳 二
副 委 員 長：飯 田 正 男
委 員：工 藤 公 仁

クラブ例会への出席は、ロータリアンにとって最も基本的な、重要な義務です。

このことは、どの会員の方も認識されている事と思ひます。ところが現代の忙しい社会環境の為か出席率が下がる傾向にあります。しかし、ロータリーには「メイキャップ」と云う制度があります。

出席率向上の為にこれを大いに活用して頂きたいと思ひます。

又、各自の出席率向上意識を高める手段の一つとして、各自が出席率を常に把握できるよう、事務局(株式会社NFC)とシステム化を図っていきたく思ひます。

出席率向上は、会員の皆様方の積極的な意志が無くては達成されません。

会員の皆様、絶大なご協力、ご支援、よろしくお願いいたします。

職業分類・会員選考委員会活動計画

委 員 長：藤 津 均
副 委 員 長：若 山 誉
委 員：田 中 孝

入会希望者と、面談しロータリー活動を説明周知します。その結果を関連委員会に連絡し入会を勧めたい。職業分類については、分類表にないものについては、速やかに登録し充足率の向上に勤めたい。

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職業コード 分類 (参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
広告/ 広報関係	印刷及び広告	書籍販売		
		総合広告代理		
		印刷		
		看板広告	高嶋 淳二	横浜標識(株)
農業、漁業、 林業	農 林 及 び 園 芸	農業	森 一誠	(有)宮地
	畜 産	獣医		
建築及び エンジニアリング	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		情報通信		
	電 子 機 器	電子試験機		
	建 築 材 料 及 び 室 内 装 飾	粉体塗装		
		建築材料		
		家具室内装飾		
		建設・リフォーム	浅井 優子	宮前企画(株)
		建築業	植松 俊典	シエスタ(株)
銀行業 及び管財	金 融	都市銀行		
		地方銀行	宗 貴嗣	横浜銀行 中山支店
		信用金庫		
		証券業	平川 清樹	SMBC日興証券(株) 青葉台支店
聖職及び その他宗教関係	宗 教	仏教	齊藤 清紀	(宗)福聚院
		神道		
コンピューター 及び情報システム	コンピューター機器	コンピューターシステム修復業		
地域及び 社会サービス	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	(株)FTS
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン		
		菓子店		
		酒店		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職 業 コー ド 分 類 (参 考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
建設、修理及び メンテナンス	建 設 業	建設請負業		
		鉄道建設	森 宏	森建設(株)
		設備工事	村松 勇治	(株)ジェス
		電気工事	岡部 忠仁	(株)日動電設
		推進工事		
		建造物解体業	工藤 公仁	アリアンス(株)
		水道営繕業		
教育	教 育	幼稚園		
		大学・高校・中学		
		大学		
		私塾		
政府	政 府	国会議員	江田 憲司	衆議院
		県議会議員		
		市議会議員		
保険及び 危機管理	保 険	保険代理業	北原 弘文	ソニー生命保険(株)
		損害保険	小泉 豊	(有)ライフクリエイト
法律	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	若山社会保険労務士事務所
		情報サービス		
		弁護士		
		税理士	清水 裕之	税理士法人 あおい会計事務所
		司法書士	清水 保代	清水司法書士事務所
		地域工業団体	餅田 実	横浜商工会議所
		ビジネスサービス		
管理	非 政 府 組 織 / 団 体 管 理 職	団体管理	石川 輝久	社会福祉法人 神奈川県民間保育園協会

充填・未充填職業分類表

RI 職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
製造	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	(株)武藤電機
		建設機械	山下 栄蔵	山下工業(株)
		機械製造		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	アジア物性材料(株)
		銃器及び火薬		
		保安機器・錠前		
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		金型製造		
マーケティング 及び販売	衣 料	洋品店		
		洋服店		
		呉服店		
	木 材	輸入木材販売	井藤 昭宏	ガーデンハーツ(株)
		文房具		
	日 用 品	スーパー		
		文房具		
	自 動 車	自動車販売		
		自動車整備	露木 健造	(株)霧が丘ガレージ
	小 売 業	ゴルフ用品販売		
		生花販売	井上 幸治	(有)グリーンステージ
サービス産業	衛 生	クリーニング店		
		理容	天野 正昭	(有)企画室ゴン
	美容及び整形	美容院		
		ホテル		
	ホテル及び観光	旅行斡旋業		
		保安警備事業		
		警備保障		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

RI 職 業 コード 分 類 (参 考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
医療及び ヘルスケア	医 術	内科医		
		外科医		
		小児科医		
		産婦人科医		
		整形外科医		
		耳鼻咽喉科医		
		眼科医	藤津 均	フジ眼科・歯科クリニック
		歯科医	加藤 喜夫	「愛誠」歯科
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	横浜新緑総合病院
		病院	荒井 ゆかり	医療法人社団 鴨居病院
		専門病院		
		薬局		
		調剤薬局	大野 富生	(株)さなえ
不動産	不 動 産	不動産業	竹内 建	(株)スマイループ
		不動産賃貸	田中 孝	亀長
		ビル賃貸	飯田 正男	個人事業主
		土地賃貸		
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		倉庫業		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	(株)横浜ドリームライン
計理及び 金融業	(未 設 定)			
アート及び デザイン	(未 設 定)			
コミュニケーション/ ニュース報道関係	(未 設 定)			
娯楽及び スポーツ	(未 設 定)			
人事関係	(未 設 定)			

充填・未充填職業分類表

RI 職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
軍役	(未 設 定)			
警察など	(未 設 定)			
科学、数学 及び技術	(未 設 定)			
社会科学	(未 設 定)			
その他	(未 設 定)			
充 填			36	
未 充 填			58	

親睦活動委員会活動計画

委員長：荒井 ゆかり
副委員長：清水 保代
委員：浅井 優子・飯田 正男・井藤 昭宏・井上 幸治
植松 俊典・齋藤 清紀・清水 裕之・宗 貴嗣
平川 清樹・若山 誉

親睦活動委員会は、会員の方々間の親睦をより深め、家族の方も楽しめる場を企画していきたいと思いをします。

企画・活動に関して会長、幹事、親睦委員をはじめ会員の方々の意見を取り入れ、より多くの方に参加してもらい、楽しんでもらえる会を開いていきたいと思いをします。

行事日程予定

8 月

29 日(水) 夜間移動例会 ビアガーデン

9 月

13 日(木) 親睦ゴルフ

10 月

31 日(水) 夜間移動例会

11 月

22 日(木) 親睦ゴルフ

12 月

19 日(水) クリスマス家族会 新横浜国際ホテル

26 日(水) 忘年会

1 月

9 日(水) 新年会

30 日(水) 夜間移動例会(5クラブ合同例会) 新横浜国際ホテル

3 月

14 日(木) 親睦ゴルフ

4 月

3 日(水) 桜を見る会 なごみ邸

24 日(水) 春の家族会

5 月

29 日(水) 夜間移動例会

6 月

20 日(木) 期末懇親会・親睦ゴルフ

雑誌委員会活動計画

委員長：井 藤 昭 宏
副委員長：平 川 清 樹
委員：餅 田 実

《ロータリーの友》を例会において RI 会長等の発言の意義や今後の活動方針など会報の概要を会員に紹介すると同時に会員相互が主旨を理解することが共通の認識と目的を図る事になり 奉仕団体である ロータリークラブの発展を推進する役割をおこなう。

クラブ会報委員会活動計画

委員長：井 上 幸 治
副委員長：高 嶋 淳 二
委員：植 松 俊 典

クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。

今期も前期同様、時代のペーパーレス化の流れに即し、ホームページ上にて閲覧可能とし、印刷希望者には例会当日にお渡しできるようにする。

尚、ホームページで公開するにあたり、極力、個人情報に触れる内容に関しては掲載しないことを旨とする。

会員増強委員会活動計画

委員長：加 藤 喜 夫
副委員長：村 松 勇 治
委員：大 地 哲 郎

今年度も会員増強は大きな目標の一つに掲げられております。

いかなる組織もその発展と永続を望む限り、会員の増加を図らねばなりません。その為に会員増強委員会がありますが、クラブに会員増強委員会があるからと言って、会員個人個人が新しい会員を推薦することを免除されることはありません。皆様のご協力が必要なのです。そこで、今年度は会員お一人につき、一人の候補者の推薦をお願いいたします。

年度末には一人の退会者もなく、会員の数が増加していることを喜び合いたいと思います。

2012年～2013年度(平成24年～平成25年度) 横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2012年7月	2012年8月	2012年9月	2012年10月	2012年11月	2012年12月
月間		会員増強 及び拡大月間	新世代のための 月間	職業奉仕月間	ロータリー財団 月間	家族月間 定例年次総会
第1週	4日 定例理事会 会長・幹事新任挨拶 武藤会長 露木幹事	1日 定例理事会 横浜緑RC40年の歴史 山下会員	5日 定例理事会 商工会議所 上釜事務長	3日 定例理事会 職業報告 保険について 北原会員	7日 定例理事会 地区奨学会財団委員長 鶴岡委員長	5日 定例理事会 職業報告 大野会員 藤津会員 年次総会
第2週	11日 新年度計画発表 下中クラブ奉仕委員長 小泉職業奉仕委員長	8日 事務局について 株式会社NFC	12日 クラブフォーラム 会員増強委員会 加藤委員長 新世代委員会 岡部委員長	10日 職業報告 労務について 若山会員	14日 ガバナー公式訪問	12日 職業報告 天野会員
第3週	18日 新年度計画発表 竹内社会奉仕委員長 工藤国際奉仕委員長	15日 休会 夏休み	19日 イニシエーションスピーチ 宗会員	17日 職場見学会 アジア物性材料 一泊二日18日まで	21日 職業報告 下中会員	19日 クリスマス家族会 新横浜国際ホテル南館
第4週	25日 新年度計画発表 岡部新世代奉仕委員長 大野SAA	22日 イニシエーションスピーチ 浅井優子会員 飯田正男会員	26日 イニシエーションスピーチ 植松会員	24日 クラブ協議会 ガバナー補佐訪問	28日 職業報告 齊藤清紀会員	26日 休会 年末休み
第5週		29日 夜間移動 ビアガーデン		31日 夜間移動		
地区など行事	10日 増強・退会 防止セミナー 26日 R情報・広 報・ITセミナー	21日 米山奨学 委員長会議 27日 新世代奉仕 委員長会議	6日 R財団セミナー 14日 社会奉仕 委員長会議 25日 職業奉仕 委員長会議	9日 国際奉仕 委員長会議 12日 チャリティーショー 15日 チャリティーゴルフ	1日 雑誌 委員長会議 9日 地区大会 10日 地区大会 22日 クラブ奉仕 委員長会議	
クラブ行事	7日 野球・甲子園 18日 北原会長・ 下中幹事慰 労会 25日 経営研究会 (19:00～希)	8日 暑気払い (18:30～希) 22日 経営研究会 (19:00～希)	13日 親睦ゴルフ (500CLUB) 19日 経営研究会 (19:00～希)	未定 こども動物園 (緑区民祭) 24日 経営研究会 (19:00～希)	22日 親睦ゴルフ (レイクウッド) 未定 スピーチ大会 21日 経営研究会 (19:00～希)	26日 忘年会

※インターアクト年次大会、ロータリーアクト地区大会は、現時点では未定。

2012年～2013年度(平成24年～平成25年度) 横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
月間	ロータリー 理解推進月間	世界理解月間	識字率向上月間	雑誌月間	国際大会	ロータリー 親睦活動月間
第1週	2日 休会 正月休み	6日 定例理事会 職業報告 大地会員 加藤喜夫会員	6日 定例理事会 RYLAについて 地区副委員長 齊藤清紀会員	3日 定例理事会 職業報告 露木会員 江田会員	1日 休会	5日 定例理事会 一年を省みて 下中クラブ奉仕委員長 小泉職業奉仕委員長 竹内社会奉仕委員長
第2週	9日 定例理事会 会長・幹事新年挨拶 武藤会長 露木幹事	13日 職業報告 田中会員 清水保代会員	13日 職業報告 石川会員 武藤会員	10日 職業報告 井藤会員	8日 定例理事会 次年度計画について 天野会長エレクト	12日 一年を省みて 工藤国際奉仕委員長 岡部新世代奉仕委員長 大野SAA
第3週	16日 職業報告 (税について) 清水裕之会員	20日 職業報告 森宏会員 工藤会員	20日 休会 春分の日	17日 職業報告 岡部会員 小泉会員	15日 職業報告 高嶋会員 鶴岡会員	20日 期末懇親会 一泊二日21日まで
第4週	23日 職業報告 村松会員 平川会員	27日 職業報告 森一誠会員 竹内会員	27日 職業報告 餅田会員 荒井会員	24日 春の家族会 子供参加可能企画	22日 職業報告 河原会員 井上会員	26日 会長・幹事期末挨拶 武藤会長 露木幹事
第5週	30日 夜間移動 5クラブ合同例会 新横浜国際ホテル				29日 夜間移動 長津田・米宗 (横浜田園RC合同)	
地区など行事		23日 ロータリー創立記念日	17日 IM(予定) 19日 会長エレクト 研修セミナー (PETS) 24日 2013-14年度 地区協議会		23日 リスボン 26日 国際大会 26日まで	
クラブ行事	9日 新年会 (19:00～希) 23日 経営研究会 (19:00～希)	28日 クラブ創立記念日 未定 職業講話 20日 経営研究会 (19:00～希)	14日 親睦ゴルフ (横浜) 27日 経営研究会 (19:00～希)	3日 桜を見る会 (なごみ邸) 17日 経営研究会 (19:00～希)	15日 経営研究会 (19:00～希)	20日 親睦ゴルフ

プログラム委員会活動計画

委員長：河原 裕典
副委員長：岡部 忠仁
委員：加藤 喜夫

今年度の卓話は、経験豊富な会員皆様の職業報告を中心に行い、外部からの卓話者といたしましては、地域で活躍している方々をお願いする計画であります。

ロータリー年間行事には、積極的に楽しく参加して頂けるよう、会長・幹事・各委員長様と連携を取り充実したプログラムにしたいと思っております。

会員の皆様にはご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い致します。

ロータリー情報・広報・クラブ IT 委員会活動計画

委員長：大地 哲郎
副委員長：竹内 建
委員：森 宏

今年度から、委員会の統廃合が行われスリム化を図るとの目的で、従来の3委員会が1つに統合された。しかしそれぞれは従来3つの委員会で運営されてきたのが1つに統合して果たしてスムーズに運営できるか非常に心配である。2590地区で62クラブあるがそのうち統合したクラブは24クラブ、38.7%である。統合のメリットありと考えたクラブは3分の1強のようである。

横浜緑ロータリークラブはITに関しては、株式会社NFCと提携し順調に運営できていると思います。ロータリー情報・広報は会員増強、退会防止にもつながるように会員各位とともに、適宜情報提供をしていきますので皆様もご協力をお願いいたします。

職 業 奉 仕 委 員 会

職業奉仕委員会活動計画

委 員 長：小 泉 豊
副 委 員 長：大 野 富 生
委 員：江 田 憲 司

職業奉仕は、ロータリークラブと会員双方の責務であり、会員が自己の職業における手腕を発揮できるようなプロジェクトを実行することによって会員個々の職業をクラブや会員間で役立てる事が重要と思います。

そのための一つとして、会長・幹事・プログラム委員長と連携しながら、本年度は卓話の時間をいただいて、会員個々の職業報告を全会員からお話しいただく予定ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、職場見学会は、10月17～18日の1泊で鶴岡会員のご協力をいただき、アジア物性材料㈱のいわき工場への見学を予定させていただいております。

本年度も皆様のご支援ご指導を宜しくお願いいたします。

社 会 奉 仕 委 員 会

社会奉仕委員会活動計画

委 員 長：竹 内 建
副 委 員 長：森 一 誠
委 員：石 川 輝 久

ロータリークラブは地域社会に根差した様々な活動を通して、地元の方々と交流を行っています。ロータリアン一人ひとりが職業人、また地域社会の一員として、地域社会のニーズを検討し、それに貢献することが社会奉仕の基本だと考えます。

今年度は前年度に引き続き、東日本大震災で被災された地域への支援を中心に被災地のロータリークラブとの連携を深め、また同じ横浜の他クラブと協力して、被災地の方々に夢と希望を与えられる活動を計画しています。

環境保全委員会活動計画

委 員 長：森 一 誠
副 委 員 長：井 上 幸 治
委 員：山 下 栄 蔵

この委員会の任務は地域環境を改善して、住民に脅威を与えるような環境状況を取り除くことです。

そうした地域の環境保全プログラムを立案するだけでなく、クラブ会員のための教育プログラムも用意する必要が有ります。地元の環境問題に焦点を当てた例会プログラムを立案したいと思います。

国 際 奉 仕 委 員 会

国際奉仕委員会活動計画

委 員 長：工 藤 公 仁
副 委 員 長：鶴 岡 武
委 員：村 松 勇 治

ロータリーの国際奉仕部門とは、国際理解、親善、平和を推進するために実施される全ての活動を表しています。その他にも様々な国際奉仕の分野がありますが、今年度の主たる活動計画予定を次の通り行いたいと思います。

- (1) 海外姉妹クラブである香港サウス RC40 周年行事参加
- (2) リスボン国際大会参加
- (3) 道着寄付活動

「道着寄付活動」とは。

ブラジルのイガラッペアスー市にて現在市長を務めている日系2世の発案で、「挨拶で始まり、挨拶で終わる」日本の武道に基づく教育支援を現地の道場と共に行っている。特に貧困地域の子供たちにそのような機会を与え、非行の道、非社会的な世界の犠牲にならないよう教育・支援するのが目的である。

しかし、貧困により多くの子供が「道着」を購入することが困難な状況であることから、新・古・サイズなどは関係なく、一着でも多くの道着を現地の皆様に届け、役立ててもらえるよう「道着寄付活動」を実現できれば幸いです。

皆様の協力、ご理解よろしくお願い申し上げます。

ロータリー財団委員会活動計画

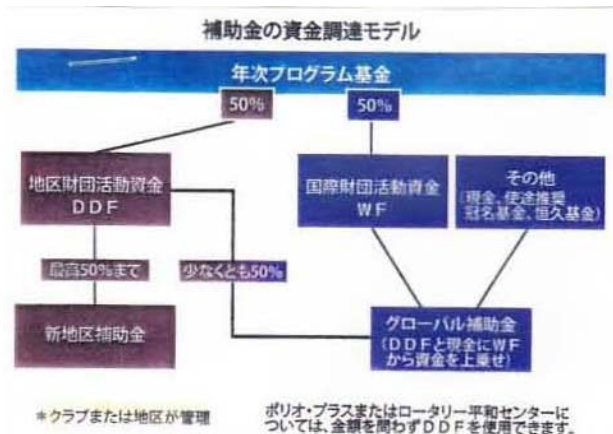
委 員 長：鶴 岡 武
副 委 員 長：荒 井 ゆかり
委 員：清 水 裕之

ロータリー財団創立 100 周年を迎えるに当たり、時代に即した存在であり、存続すべく「未来の夢計画」が立案導入され現在パイロット地区で実施されており、世界の全ロータリークラブは 2012-13 年度を準備、2013-14 年度を全面実施。シェアリングシステムの WF50%、DDF50%は不変だが使途が変わります。

現在の財団プログラムは

- ① 教育的プログラム(*国際親善奨学金、*世界平和フェローシップ、*GSE)
- ② 人道的プログラム(*MG、*地区補助金)
- ③ ポリオプラス

ですが夢計画では次の通りです。



未来の夢計画の下では

国際親善奨学金 (Ambassadorial Scholarship)	奨学金 (Scholarship)	グローバル補助金 新地区補助金 DDF 50%
マッチング・グラント (Matching Grant) 地区補助金	人道的プロジェクト (Humanitarian Project)	グローバル補助金 新地区補助金
GSE (Group Study Exchange)	職業研修チーム (Vocational Training Team—VTT)	グローバル補助金 新地区補助金

受領資格

新地区補助金の奨学生は、必ずしも大学院レベルである必要はなく、また6つの重点分野に該当する専攻を取る必要もありません。ただし、地区が定めた参加要件を満たしている必要があります。例えば、地区は、親善使節を務める優れた資質を有していることを要件の一つとすることができます。

グローバル補助金の奨学生は、6つの重点分野のいずれかに該当する分野でキャリアを築くことを目標とします。従って、大学院レベルの教育目標もこれに関連するものであるべきです。



平和と紛争予防／紛争解決



疾病予防と治療



水と衛生設備



母子の健康



基本的教育と識字率向上



経済と地域社会の発展

2590 地区では 2012-13 年度準備期間への資料作成が進行中で、全て One Line で且つ RI へは全て英文申請となっている。今期はクラブに変化と経過説明徹底に努め、新制度が少しでも活用できるようにします。

米山奨学委員会活動計画

委員長：村松 勇 治
副委員長：河原 裕 典
委員：若 山 誉

東京で1953年に創設した米山基金は、1957年(55年前)には日本全国のロータリークラブの協同事業として発足し、現在の財団法人『ロータリー米山奨学会』へと発展しています。

景気の良い時期は年間1,000人の奨学生を迎え、2005年からは800人に縮小しても、14億5,000万円の支援が必要なことから、2013年から700人に縮小する決定がされました。景気低迷が続き、会員減少などで、寄付額以上の支援の是正ですが、世界のかけ橋になる人材の育成と考えると、益々必要な事業として、当横浜緑ロータリークラブも支援を致したいと思えます。

米山奨学委員長として、我がクラブは以前より慣例で、年初に6万円の共通寄付等の預り金制度を実施していますので、普通寄付、特別寄付金を集める(5,000円+20,000円)苦労がなく大変に助かります。

日本最大規模の民間奨学金団体として、引き続き世話クラブとカウンセラー制度を活かし、ロータリーを通じて学び、帰国後国際平和の貢献を期待して我々の支援をつづける為に、皆様のご支援をお願い致します。

新 世 代 奉 仕 委 員 会

新世代奉仕委員会活動計画

委 員 長：岡 部 忠 仁
副 委 員 長：石 川 輝 久
委 員：齋 藤 清 紀

これからの次世代を担う、若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとする為に新世代の生活力を高める事によって、新世代に将来への準備をさせる事を目標とし活動致します。

例年通り、霧ヶ丘中学校にて海外の留学生との交流会の開催及び、心豊かに社会貢献できる新世代育成に沿った事業・講演会等を検討致します。

インターアクト委員会活動計画

委 員 長：石 川 輝 久
副 委 員 長：井 藤 昭 宏
委 員：北 原 弘 文

私たち横浜緑ロータリークラブは、桐蔭学園高等学校のインターアクトクラブと連携して青少年の育成の為にプログラムを行っています。

桐蔭学園の生徒が、今年計画している海外研修に対する援助やタイのチェンマイにある学校を支援する為の活動に対しての応援、学園祭の鵬翔祭に参加もなど含めて一緒に生徒の活動を通して青少年の育成を推進していきたい。

R Y L A委員会活動計画

委 員 長：齋 藤 清 紀
副 委 員 長：清 水 保 代
委 員：餅 田 実

R Y L A委員会は今年度、武藤会長が復活させた委員会です。

過去に於いて地区R Y L A委員会が消滅した折に横浜緑 RC も廃止されたままに成ってました。

数年ぶりですが、武藤会長の方針の元、地区R Y L A委員会に協力して参ります。

地区では、前年度に引き続き東日本大震災の復興支援プロジェクトをテーマに計画が成されてます。まずはそれに参加協力致します。

***ロータリー・クラブ定款**

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称 (1つを選択する)

■ 本会の名称は、横浜緑ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

または

□ 本会の名称は、_____ロータリーEクラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域（1つを選択する）

■ 本クラブの所在地域は、次の通りとする。_____

横浜市青葉区鉄町1691番地1 株式会社NFC内

または

□ 本Eクラブの所在地域は、(全世界) _____ とし、
ワールドワイド・ウェブの
www. _____ 上にある。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深めむ交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(第6条のうち1つを選択する)

第6条 会合

第1節 一例会

- (a) **日および時間。**本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的の会合を開かなければならない。
- (b) **会合の変更。**正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) **取消。**例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

または

☐ 第6条 会合 (Eクラブ)

第1節 一例会

- (a) 日。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 — 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件 本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 — 種類 本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 — 正会員 RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

- (a) **会員候補者。**会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実には職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。
- (b) **現会員または元会員。**本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 — 二重会員 同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員

- (a) **名誉会員の資格条件。**ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) **権利および特典。**名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特

典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人 一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員 本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定

- (a) **主な活動。**各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) **是正または修正。**理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

(第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

■ **第1節 — 一般規定** 各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

または

□ **第1節 — 一般規定 (Eクラブ)** 各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト例会に掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) **例会の前後14日間。**例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
 - (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
 - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。
- (b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — RI役員の欠席 会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録 本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 — 管理主体 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定 クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。

第5節 — 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入

会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間 会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用しない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
- (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない (RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他 の 原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 理事会による最終決定 もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会 いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い (会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失 いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関し、いかなる措置も取れないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題 地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務 RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵

守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反 理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これ、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲裁の期限 調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停 このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) **調停の結果** 調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) **調停の失敗** 調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 仲裁 仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。

第5節 仲裁人または裁定人の決定 もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正 定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3

分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および5名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近の過去会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち、5名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これをR I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。但し、第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の五委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会(旧・クラブ管理運営委員会)
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・新世代奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および新世代奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

(e) 会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会
- ・クラブ I T 委員会

(b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

(b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会

(b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山奨学委員会
- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第6節 新世代奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、新世代奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・RYLA委員会

(b) 新世代奉仕委員会委員長は、新世代奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ新

世代奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (c) 新世代奉仕委員会は、新世代奉仕委員会委員長と新世代奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に

関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第5節 新世代奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(a) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(b) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(c) RYLA委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第11条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節

R Iに対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第3節

第2節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の2名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

第3節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第6節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず

わらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成 19)年 6 月 6 日 改定
- ・ 2008(平成 20)年 4 月 23 日 改定
- ・ 2010(平成 22)年 10 月 27 日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- ・ 2008(平成20)年 4月 23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（ 慶事 ）

第2条 1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。
2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。
3. 会員が公に表彰を受け又は特別の栄誉を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。

（ 弔事 ）

第3条 会員及び家族が死亡したとき。
1. 会員が死亡した時は花輪、弔辞と共に5万円の弔慰金を献上する。
2. 会員の配偶者が死亡した時は花輪と2万円の弔慰金を献上する。
3. 会員の家族（一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属）が死亡した時は1万円の弔慰金を献上する。
4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、花輪と弔慰金を献上する。

（ 傷病 ）

第4条 会員が傷病により30日以上入院、加療した場合はクラブより2万円の見舞金を贈呈する。

（ 被災 ）

第5条 会員の事業所又は住居等が火災、水害又は不慮の災害等により損害を受けた場合、3万円の見舞金を贈呈する。但し、天災地変の場合は除く。

（ 通知義務 ）

第6条 会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

（ その他 ）

- 第7条
1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。
但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。
 2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金、見舞金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。

付則

改定履歴

- ・ 1994(平成 6)年 7 月 1 日 改定
- ・



Peace Through Service